

障害者総合支援法および児童福祉法における 相談支援（ケアマネジメント）の基本

有限会社あいの手介護サービス
主任相談支援専門員 小林 幸夫

この研修（講義）の獲得目標

法における相談支援専門員とサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の役割と両者の関連性について理解する。

- ①相談支援事業の基準に基づく相談支援専門員としての責務と業務を理解する。
- ②障害福祉サービスにおけるサービス管理責任者や児童発達支援管理者の責務と業務を理解する。
また、事業所管理者とサービス管理責任者の相違点についても、理解する。
- ③相談支援専門員とサービス管理責任者との連携の在り方と、その重要性を理解する。
- ④サービス等利用計画と個別支援計画の関係について理解する。

I 相談支援事業について

Ⅰ 相談支援事業の成り立ちと 障害者総合支援法における相談支援事業

障害者への相談支援事業の経緯

平成2年～8年 身体・知的・精神各相談支援関連事業開始

- ◆身体障害者：市町村障害者生活支援事業……………（平成8年）
- ◆知的障害者：障害児（者）地域療育等拠点施設事業…（平成2年）
→障害児（者）地域療育等支援事業……………（平成8年）
- ◆精神障害者：精神障害者地域生活支援事業……………（平成8年）

平成15年 障害者支援費支給制度開始

- ◆措置から契約へ
相談支援事業一般財源化
- ◆国の補助事業から市町村事業へ

平成18年 障害者自立支援法施行

- ◆障害者相談支援事業開始（相談支援事業が法律に明記）
⇒相談支援専門員の創設
⇒サービス利用計画作成費の創設

平成24年 障害者自立支援法改正

- ◆相談支援体系の見直し
⇒特定相談支援
⇒一般相談支援
⇒障害児相談支援の創設

障害者の自立した生活を支えていくためには……

- 契約制度の下で障害福祉サービスを組み合わせて利用することを継続的に支援していくこと。
- 個々の障害者の支援を通じて明らかになった地域の課題への対応について、地域全体で連携して検討し、支援体制を整えていくこと。



① 地域における相談体制

- 総合的な相談支援を行う拠点的な機関の設置(基幹相談支援センター)
研修事業の充実

② ケアマネジメントの在り方

- ・定期的にケアマネジメントを行い、本人及び本人を取り巻く状況の変化に応じて、継続して課題の解決や適切なサービス利用を支援していく必要がある。
- ・専門的な者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することは、障害者にとって選択肢の拡大につながる。
- ・施設入所者についても日中活動を適切に組み合わせていくことが重要。
- サービス利用計画作成費の対象を拡大することが必要（従来の計画作成が普及しなかった反省を踏まえて）
- 従来の市町村が支給決定した後に計画を作成するのではなく、支給決定に先立ち計画を作成することが適切なサービスの提供につながる。
- サービスの利用が、利用者のニーズや課題の解消に適合しているか確認するため、一定期間ごとにモニタリングを実施。
- 可能な限り中立的な者が、専門的な視点で一貫して行うことや、ノウハウの蓄積、専門的・専属的に対応できる人材の確保により質の向上を図る。

③ 自立支援協議会の活性化

- ・設置状況が低調
 - 法律上の位置づけの明確化
- ・運営の取り組み状況について市町村ごとに差が大きい
 - 好事例の周知、国・都道府県における設置・運営の支援

全ての利用者について計画相談支援等が行われることを原則とした趣旨

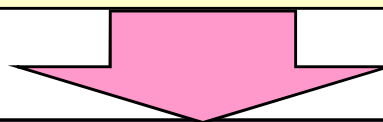
【経過】

これまで、障害者ケアマネジメントの必要性や相談支援の体制等に重要性に関しては、「障害者ケアガイドライン」報告書（平成14年3月31日）（障害者ケアマネジメント体制整備検討委員会）により提言され、その後、*社会保障審議会障害者部会報告書（平成20年12月26日）においても大きく取り上げられてきた。

【趣旨】*記載事項を整理すると、次のとおりである

H26.2.27事務連絡（抜粋）

- （1）障害児者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには**定期的なケアマネジメントを行う体制**が求められること
- （2）障害児者にとって、**専門的な知見**を持った担当者からの**アドバイスを活用**してサービスを幅広く組み合わせて利用することが、**選択肢の拡大**につながること
- （3）可能な限り中立的な者が、**専門的な観点**から**一貫してケアマネジメント**を行うことにより、市区町村の支給決定の裏付け又は個別のサービス・支援の内容の評価を**第三者的な観点**から行うことが可能となること



サービス等利用計画はツール

【目指すもの】

- 各市区町村（わがまち）に住んでいる障害福祉サービス等を利用するすべてのひとに対して、時には近くで深く寄り添い、時には遠くから見守ることのできる「**相談支援専門員**」という専門職が身近にいる体制を整えること。
- そして、**誰もが住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくり**を目指すこと。

障害者相談支援事業

地域生活支援事業実施要綱より抜粋

<事業概要>

市町村は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行う。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するためには、地域において障害者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、市町村は相談支援事業を実施するに当たっては、協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を促進する。

<実施主体>

市町村（指定相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者への委託も可）

※事業を委託する場合は、市町村が設置する協議会において、委託事業者の事業計画等について、事業評価等をを行うことが適当。

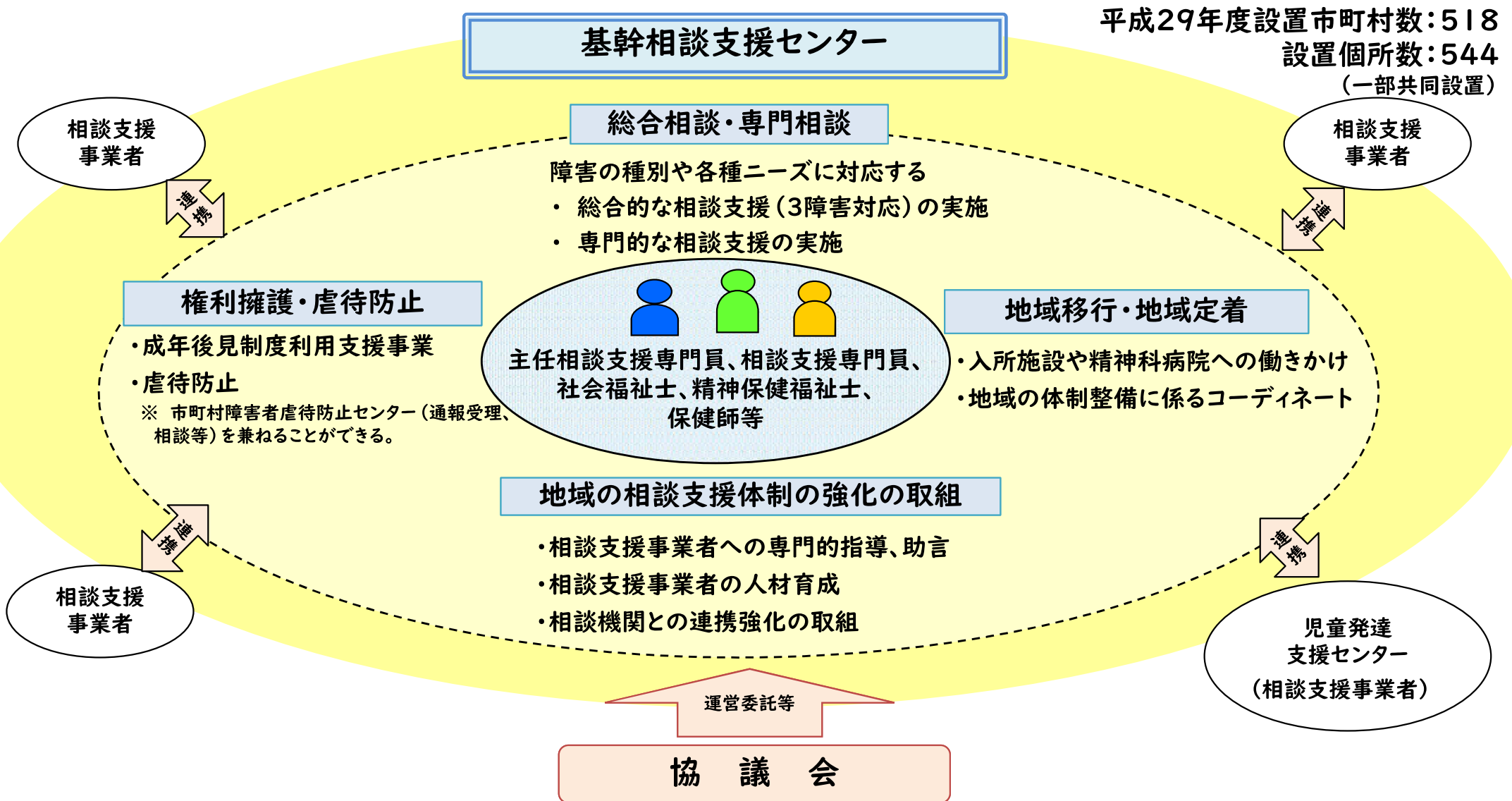
<事業の具体的内容>

- ① 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ② 社会支援を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- ③ 社会生活力を高めるための支援
- ④ ピアカウンセリング
- ⑤ 権利の擁護のために必要な援助
- ⑥ 専門機関の紹介 等

基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として**総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）**及び**成年後見制度利用支援事業**を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。
また、社会福祉施設等施設整備費補助金等により、施設整備費について国庫補助対象とした。



現行の相談支援体制の概略

相談支援事業名等	配置メンバー	業務内容	実施状況等
基幹相談支援センター	定めなし (地活要綱例示) 主任相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	●総合的・専門的な相談の実施 ●地域の相談支援体制強化の取組 ●地域の相談事業者への専門的な指導助言、人材育成 ●地域の相談機関との連携強化 ●地域移行・地域定着の促進の取組 ●権利擁護・虐待の防止	■ 1,741市町村中 367市町村(H26.4)21% 429市町村(H27.4)25% 473市町村(H28.4)27% 518市町村(H29.4)30% →544カ所
障害者相談支援事業 実施主体:市町村 →指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者への委託可	定めなし	●福祉サービスの利用援助(情報提供、相談等) ●社会資源を活用するための支援(各種支援施策に関する助言・指導) ●社会生活力を高めるための支援 ●ピアカウンセリング ●権利擁護のために必要な援助 ●専門機関の紹介 等	■ 全部又は一部を委託 1,570市町村(90%) ■ 単独市町村で実施57% ※H29.4時点
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員(業務に支障なければ兼務可)、管理者	●基本相談支援 ●計画相談支援等 ⇒サービス利用支援、 ⇒継続サービス利用支援 ※特定事業所加算を受けている場合は24時間対応及び困難事例にも対応する場合あり	■ 5,942ヶ所(H26.4) 7,927ヶ所 (H27.4)15,575人 8,684ヶ所 (H28.4)17,579人 9,364ヶ所 (H29.4)19,252人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,365ヶ所(25%)
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者(兼務可)、うち1以上は相談支援専門員、管理者	●基本相談支援 ●地域相談支援等 ⇒地域移行支援 ⇒地域定着支援 等	■ 3,299ヶ所(H27.4) 3,357ヶ所(H28.4) 3,420ヶ所(H29.4)

「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめ（概要）

趣 旨

平成27年4月から原則として全ての障害児者に専門的な相談支援を実施することとされている中、障害児者の相談支援の質の向上を図るため、有識者や関係団体で構成する「相談支援の質の向上に向けた検討会」において相談支援専門員の資質の向上や相談支援体制の在り方について幅広く議論を行い、今後目指すべき方向性をとりまとめた。（平成28年3月から7月まで計5回開催）

とりまとめのポイントⅠ ～相談支援専門員の資質の向上について～

① 基本的な考え方について

- 相談支援専門員は、障害児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。そのためには、ソーシャルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められている。
また将来的には、社会経済や雇用情勢なども含め、幅広い見識を有する**地域を基盤とした**ソーシャルワーカーとしての活躍が期待される。

② 人材育成の方策について

- 相談支援専門員の要件である研修制度や実務経験年数などの見直しを行うとともに、キャリアパスの一環として指定特定相談支援事業だけでなく、サービス管理責任者や基幹相談支援センターの業務を担うなど、幅広い活躍の場が得られる仕組みを検討すべき。
- 研修カリキュラムの見直しについては、「初任者研修」及び「現任研修」の更なる充実に加え、指導的役割を担う「主任相談支援専門員」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な**実地研修（OJT）**を組み込むべき。

③ 指導的役割を担う「主任相談支援専門員」について

- 相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談支援の質の確保を図る役割が期待されており、基幹相談支援センター等に計画的に配置されるべき。また、更新研修等も導入すべき。
- 指導的役割を果たすため、適切な指導や助言を行う技術を習得する機会が確保されるよう、都道府県等が人材育成に関するビジョンを策定するなど、**地域における相談支援従事者の段階的な人材育成**に取り組むべき。

④ 相談支援専門員と介護支援専門員について

- 障害者の高齢化や「親亡き後」へのより適切な支援を行うため、両者の合同での研修会等の実施や日々の業務で支援方針等について連携を図るとともに、両方の資格を有する者を拡大することも一案と考えられる。

⑤ 障害児支援利用計画について

- 障害児支援利用計画については、いわゆるセルフプランの割合が高いが、障害児についての十分な知識や経験を有する相談支援専門員が少ないことが原因の一つと考えられる。これまでの専門コース別研修に加え、障害児支援に関する実地研修などを設けるべき。
- 市町村においても、障害児を取り巻く状況を十分把握し、評価を加えた上で適切な関係機関につなぐなど十分配慮し、そのために必要な知見の習得に努めるべき。

とりまとめのポイントⅡ ～相談支援体制について～

① 相談支援の関係機関の機能分担について

- ・ 基本相談支援を基盤とした計画相談支援、一般的な相談支援、体制整備や社会資源の開発等の役割について、地域の実情に応じて関係機関が十分に機能を果たすことが必要である。そのためには、協議会等が中心となって調整を進めるとともに、市町村職員の深い理解や都道府県を中心に協議会担当者向けの研修会を推進する必要がある。
- ・ 市町村は、計画相談支援の対象とならない事例や支援区分認定が難しい事例に対しても積極的かつ真摯に対応することが求められており、この点は相談支援事業者に委託する場合であっても同様であることに留意すべき。

② 基幹相談支援センターの設置促進等について

- ・ 基幹相談支援センターの設置促進に向け、市町村において、障害福祉計画の作成等に際して相談支援の提供体制の確保に関する方策を整理し、地域の関係者と十分議論することが重要。仮に基幹相談支援センターの設置に一定期間を要する場合でも、基幹相談支援センターが担うべき役割をどのような形で補完するか市町村において整理するべき。
- ・ 都道府県においても、障害福祉計画のとりまとめ等の際に、基幹相談支援センターを設置していない市町村に対して相談支援体制の確保に関する取り組みをフォローし、必要に応じて広域調整などの支援を行うべき。

③ 相談窓口の一元化等について

- ・ 相談支援の関係機関の相談機能の調整にあたっては、必要に応じて地域包括支援センター等との連携や相談窓口の一元化なども視野に入れ、地域の相談体制を総合的に考える視点も必要。
- ・ こうした取組を進めるにあたっては、すでに一部の地域で先駆的に実施されている取組状況を広く横展開することが有効。
- ・ 総合的な相談窓口は必要であるが、一方で身近な窓口や専門的な相談機関も求められている。いずれの場合でもワンストップで適切な関係機関に必ずつながるよう、関係機関間での連携強化を図るなど、各自治体において適した取組を考えるべき。

④ 計画相談支援におけるモニタリング及び市町村職員の役割について

- ・ 計画相談支援におけるモニタリングは、サービス利用状況の確認のみならず、利用者との一層の信頼関係を醸成し、新たなニーズや状況の変化に応じたニーズを見出し、サービスの再調整に関する助言をするなど、継続的かつ定期的に実施することが重要である。
- ・ 特に高齢障害者が介護保険サービスへ移行する際には、制度間の隙間が生じないよう相談支援専門員による十分なモニタリングを実施し、その結果を介護支援専門員によるアセスメントにもつなげるべき。
- ・ 相談支援専門員一人が担当する利用者の数もしくは一月あたりの対応件数について、一定の目安を設定することも相談支援の質の確保にあたっては必要。また、地域相談支援についても、障害者の地域移行を促進する観点から、計画相談支援との連携をより一層有効に進めるべき。
- ・ 障害福祉サービス等の支給決定の内容がサービス等利用計画案と大きく異なる場合には、市町村の担当職員や相談支援専門員を中心として地域の関係者間で調整を行う必要がある。そのため、市町村の担当職員においては、機械的に事務処理を進めることのないよう、相談支援従事者研修などに参加することなどを通じて一定の専門的知見を身につけ、適切かつ積極的な調整を行うべき。